

記載要領等	必要経費不算入対価等の明細書
-------	----------------

《使用目的》

この明細書は、次の明細書又は申請書に係る必要経費不算入対価等の計算をするために使用し、これらの書類に添付して提出してください。

- 1 事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）
- 2 事業用資産に係る事業に関する明細書（継続届出用）
- 3 現物出資をした事業用資産に係る事業に関する明細書（現物出資承認申請用）
- 4 事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の破産等免除申請書
- 5 事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書
- 6 事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書

《記載要領等》

- 1 「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等の特別関係者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第 56 条又は第 57 条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。
- 2 「特別関係者」とは、次に掲げる者をいいます。
 - (1) 特例事業受贈者・相続人等の親族
 - (2) 特例事業受贈者・相続人等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - (3) 特例事業受贈者・相続人等の使用人
 - (4) 特例事業受贈者・相続人等から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者（(3)に掲げる者を除きます。）
 - (5) (3)に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族
 - (6) 次に掲げる会社
 - イ 特例事業受贈者・相続人等（(1)から(5)に掲げる者を含みます。以下同じです。）が有する会社の株式等（株式又は出資をいいます。以下同じです。）に係る議決権の数の合計が、当該会社に係る総株主等議決権数（総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除きます。）又は総社員の議決権の総数をいいます。ロ及びハにおいて同じです。）の百分の五十を超える数である場合における当該会社
 - ロ 特例事業受贈者・相続人等及びイに掲げる会社が有する他の会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該他の会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該他の会社
 - ハ 特例事業受贈者・相続人等及びイ又はロに掲げる会社が有する他の会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該他の会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該他の会社

（注 1） 「(2) (1)の日以前 5 年以内の期間（判定期間）」欄の「(自) 令和 年 月 日」には、「(1) 届出又は申請書の提出に係る事由が生じた日」欄に記載した日の 5 年前の応当日の翌日を記載してください。

（注 2） 特例（受贈）事業用資産に係る事業に従事する使用人（《記載要領等》 2(1)及び(2)に掲げる者を除きます。）に支払をした給料賃金は、必要経費不算入対価等に該当しませんので、「2 上記 1 の判定期間において特別関係者へ支払った金額の内訳」には記載を要しません。